

京 都 大 学 寄 附 講 座 及 び 寄 附 研 究 部 門 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(寄附講座教員等の職務)</p> <p>第10条 <u>寄附講座教員等は、当該寄附講座等における教育研究に従事するほか、当該寄附講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>(寄附講座教員等の職務)</p> <p>第10条 <u>寄附講座教員は当該寄附講座における教育研究に、寄附研究部門教員は当該寄附研究部門における研究に従事するほか、当該寄附講座等における業務の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成29年11月6日から施行する。</p>